機会とリスクとしての近隣関係

Dr Alexander Ressos, TEP
Attorney-at-Law (Switzerland and Germany),
Solicitor (England & Wales and Hong Kong)
Of Counsel, KGP Legal LLC
alexander.ressos@kgplegal.com.sg
www.ressos.com.sg

後背地、市場、そして顧客の供給源

インドネシアとマレーシアには、アジアで最大級かつ最も急速に成長している中間層が暮らしています。シンガポールにとって両国は、後背地であり、市場であり、顧客の供給源でもあります。両国は、シンガポールの銀行が融資する案件、シンガポール取引所（SGX）に上場しシンガポールでプライベート資本を調達する企業、シンガポールのトレーダーが取り扱うコモディティ、そしてシンガポールの運用者が投資する富を供給しています。両国の成長は、第I部第I章で考察する地域統括拠点としてのシンガポールの成功の多くを説明するものです。隣国の側も、資本、サービス、世界市場へのアクセスをシンガポールに依存しています。もっとも両国は、ジャカルタからクアラルンプール、さらにはジョホールとリアウ諸島の経済圏に至るまで、自前の金融センターの構築にますます力を入れています。

この相互依存には政治的な側面があります。シンガポールが地域の富を呼び込むことに成功するたびに、ジャカルタやクアラルンプールではそれが国民経済の損失として描かれかねません。そのためシンガポール政府は、

© 2026 Dr Alexander Ressos. General information only, not legal, tax or investment advice. No client relationship is created. All Singapore law advice is provided by a duly licensed and regulated firm of Singapore advocates and solicitors only on the basis of an express written letter of engagement. More information at SingaporeIQ.com and ressos.com.sg.

毎年の首脳リトリート、合同閣僚委員会、そして前述の経済圏のような協力プロジェクトを通じて、両国との関係を慎重に育んできました。金融センターはこの外交から恩恵を受けていますが、それに取って代わることはできません。

政策リスク：資本規制と通貨規制

隣国の経済政策は、シンガポールに直接影響を及ぼすことがあります。その最も明白な例はアジア通貨危機の際に生じました。1998年9月1日、マレーシアは資本規制を導入し、リンギットを固定し、オフショアのリンギットの国内還流を義務づけました。[1] この規制により、シンガポールの店頭市場であるセントラル・リミット・オーダー・ブックにおけるマレーシア株の取引も凍結されました。約17万2,000人の投資家（その大半はシンガポール人）が保有する約44.7億米ドル相当の株式が、無期限に凍結されたのです。[2] 投資家が株式へのアクセスを回復できたのは、その後の数年をかけて段階的にでした。[3] この出来事は、隣国にある資産に対する法的請求権は、その隣国の政策と同じ程度にしか安全ではないことを、シンガポールの投資家に教えました。

通貨政策は、その後も摩擦の原因となっています。2016年11月、マレーシア中央銀行（Bank Negara Malaysia）は、その多くがシンガポールで行われていたリンギットのノン・デリバラブル・フォワードのオフショア取引に対して措置を講じ、マレーシア国内の銀行にその市場に参加していないことを確認するよう求めました。[4] インドネシアもルピアのオフショアでの使用を制限しています。シンガポールの銀行にとって、こうした措置は最大の隣国の通貨で提供できる商品を制約し、変更のたびに注意深く監視することを求めるものです。

© 2026 Dr Alexander Ressos. General information only, not legal, tax or investment advice. No client relationship is created. All Singapore law advice is provided by a duly licensed and regulated firm of Singapore advocates and solicitors only on the basis of an express written letter of engagement. More information at SingaporeIQ.com and ressos.com.sg.

金融犯罪と隣国

近接性は、隣国の汚職や金融犯罪にさらされることも意味します。マレーシアの国営投資会社から横領された資金がシンガポールの銀行を経由した1MDB事件では、2016年にシンガポールの2行が閉鎖され、ほかの複数の銀行にも制裁が科されました。[5] この事件は第E部第VI章で考察します。インドネシアの汚職事件では、シンガポールにある資産や人物が繰り返し関わってきました。2022年の犯罪人引渡条約は、この問題に対処するために交渉されたものです。両国の重要な公的地位を有する者は、シンガポールの銀行にとって最も重要な高リスク顧客の一角を占めています。第H部第III章で述べる顧客デューデリジェンス、疑わしい取引の届出、強化されたデューデリジェンスに関する規則は、こうした顧客に対して特に厳格に適用されます。

リスクは双方向に及びます。マレーシアとインドネシアの当局は、刑事共助を通じて、シンガポールに対し情報の提供、凍結命令、資産の返還をますます求めるようになっています。迅速に対応し、犯罪被害者に資産を返還するシンガポールの姿勢は、クリーンな金融センターとしての信頼性を試すものです。越境協力の手段については第H部第V章で述べます。

環境リスク：煙害（ヘイズ）

より特異なリスクは空からやってきます。スマトラとカリマンタンでは、しばしばプランテーション用地を開くために森林と泥炭地が焼かれ、その煙害がたびたびシンガポールを覆ってきました。2013年6月21日、3時間平均の汚染物質標準指数は過去最高の401に達し、1997年の煙害の際に記録されたそれまでの最高値226を大きく上回りました。シンガポールは2014年越境煙害汚染法で対応し、同法は2014年9月25日に施行されました。同法は、シンガポール国内外を問わず、その行為がシンガポールにおける煙害汚染を引き起こし、またはその一因となった企業に対する手続を

© 2026 Dr Alexander Ressos. General information only, not legal, tax or investment advice. No client relationship is created. All Singapore law advice is provided by a duly licensed and regulated firm of Singapore advocates and solicitors only on the basis of an express written letter of engagement. More information at SingaporeIQ.com and ressos.com.sg.

可能にしています。2015年には、国家環境庁がインドネシアの6社に法的通知を送達しました。[6] 2026年9月以降、同年のインドネシアの火災に伴い、煙害が再び発生しています。

金融センターにとって、煙害は健康問題にとどまりません。シンガポールの銀行はプランテーション企業に融資しており、その一部は被害地域に農園を持つシンガポール上場グループに属しています。違法な野焼きに関係する企業への融資は、銀行を法的リスク、評判リスク、気候リスクにさらします。MASの環境リスク管理に関するガイドラインとサステナブル・ファイナンスの枠組みは、こうしたリスクに対処するものです。これらの規則については第K部第II章で述べます。こうして煙害は、近隣関係を金融センターのサステナビリティ課題と結びつけています。

実務家のためのチェックリスト

- インドネシアとマレーシアのすべての顧客について、2016〜2017年の恩赦、2022年の開示プログラム、または2018〜2019年および2023〜2024年のマレーシアのプログラムへの参加を含め、本国における税務上の状況を確認し、その書類を保管してください。
- 口座情報は共通報告基準に基づき毎年ジャカルタとクアラルンプールに報告されるものと想定し、完全に開示された後も正当性を説明できるストラクチャーを設計してください。
- インドネシアへの投資のための持株ストラクチャーを、2020年の改定租税条約の主要目的テストおよびインドネシアの被支配外国法人に関する規則に照らして見直してください。
- 顧客と取引相手について両国における政治的な関わりをスクリーニングし、2022年の犯罪人引渡条約と刑事共助により、シンガポールが犯罪収益の逃避先として不適切な場所になっていることを前提としてください。

© 2026 Dr Alexander Ressos. General information only, not legal, tax or investment advice. No client relationship is created. All Singapore law advice is provided by a duly licensed and regulated firm of Singapore advocates and solicitors only on the basis of an express written letter of engagement. More information at SingaporeIQ.com and ressos.com.sg.

- ジョホールまたはリアウ諸島への投資については、優遇措置の条件、申請期限、各経済圏の所管当局を確認し、政策の変更に備えてください。
- リンギットやルピアでの流動性を約束する前に、1998年の経験を含め、これらの通貨における通貨規制と資本移動規制を考慮してください。
- 近隣国のプランテーション企業、鉱業企業、エネルギー企業への融資については、環境デューデリジェンスの一環として、火災、森林破壊、煙害のリスクを評価してください。

注

1. 1998年9月1日のマレーシアの為替管理措置。リンギットを1米ドル＝3.80リンギットに固定するペッグ、ポートフォリオ資本に対する12か月の保有期間、オフショアのリンギットの還流を含みます。Bank Negara Malaysia, *Annual Report 1998*、および本書第D部第III章を参照。 ↩
2. Wikipedia, “Bursa Malaysia”（2026年11月最終閲覧）：ブルサ・マレーシアは“fully suspended the trading of CLOB (Central Limit Order Book) counters, indefinitely freezing approximately US$4.47 billion worth of shares and affecting 172,000 investors, most of them Singaporeans”（*Asia Times*、2000年9月2日を引用）。 ↩
3. 凍結されたCLOB株式が2000年以降段階的に解放された経緯については、*Asia Times*, “Chapter 5: Investment in Malaysia”, 2000年9月2日、および2000〜2002年のブルサ・マレーシアとSGXの告知を参照。 ↩
4. リンギットのオフショアのノン・デリバラブル・フォワード市場に対するマレーシア中央銀行の2016年11月の措置、および国内銀行に求められた関連する宣言については、マレーシア中央銀行の2016年11月および12月の声明を参照。 ↩

© 2026 Dr Alexander Ressos. General information only, not legal, tax or investment advice. No client relationship is created. All Singapore law advice is provided by a duly licensed and regulated firm of Singapore advocates and solicitors only on the basis of an express written letter of engagement. More information at SingaporeIQ.com and ressos.com.sg.

5. Monetary Authority of Singapore、メディアリリース“MAS directs BSI Bank to shut down in Singapore”、2016年5月24日（mas.gov.sg）：BSI Bankのマーチャントバンクとしての地位を取り消す意向の通知、MAS通達1014の41件の違反に対する1,330万シンガポールドルの制裁金、6名の検察官（Public Prosecutor）への付託。MAS、メディアリリース“MAS directs Falcon Bank to cease operations in Singapore”、2016年10月11日：Falcon Private Bank Ltd, Singapore Branchのマーチャントバンクとしての地位の取消し、430万シンガポールドルの制裁金、ならびにMAS通達626の違反に対するDBSへの100万シンガポールドルおよびUBSへの130万シンガポールドルの制裁金。 ↩

6. Wikipedia, “Indonesia–Singapore relations”（2026年11月最終閲覧）：2013年6月、インドネシアの焼畑による土地開墾に起因する煙害がシンガポールに到達しました。Wikipedia, “2013 Southeast Asian haze”（2026年11月最終閲覧）：2013年6月21日正午の3時間PSIは401で、1997年のそれまでの最高値226を上回る記録となりました。Wikipedia, “Indonesia–Singapore relations”：2026年9月以降、シンガポールは2026年のインドネシアの森林火災による煙害に再び見舞われています。Wikipedia, “Transboundary Haze Pollution Act 2014”（2026年11月最終閲覧）：2014年8月5日制定、2014年9月25日施行。越境煙害の一因となる活動を行う“firms or entities in or outside Singapore”を対象としています。2015年、国家環境庁はインドネシアの6事業者に法的通知を発しました。 ↩

Disclaimer

This article is provided for general information only. It is based on publicly available sources as at its date of publication. These sources have not been independently verified against licences, regulatory registers or the records of the entities concerned. It is not legal, tax, financial or investment advice. Nor is it a recommendation to invest in, transact with or use the services of any entity mentioned. Law and regulation change frequently, so the content may be incomplete or outdated. To the fullest

© 2026 Dr Alexander Ressos. General information only, not legal, tax or investment advice. No client relationship is created. All Singapore law advice is provided by a duly licensed and regulated firm of Singapore advocates and solicitors only on the basis of an express written letter of engagement. More information at SingaporeIQ.com and ressos.com.sg.

extent permitted by law, Dr Alexander Ressos and the publisher of SingaporeIQ exclude all liability for loss or damage arising from the use of or reliance on this article. Readers should obtain advice on their specific circumstances before acting or refraining from action.

Names and trademarks of the entities discussed belong to their owners and are used for identification only. Their mention implies no endorsement, affiliation or allegation of wrongdoing. All Singapore law advice is provided by a duly licensed and regulated firm of Singapore advocates and solicitors only on the basis of an express written letter of engagement. Corrections and updates: contact@ressos.com.

© 2026 Dr Alexander Ressos. This article may be quoted with attribution to SingaporeIQ (SingaporeIQ.com). Reproduction in full and any commercial use require prior written consent. The Legal Terms at https://singaporeiq.com/legal-terms apply.

Author contact: Dr Alexander Ressos, TEP · contact@ressos.com

© 2026 Dr Alexander Ressos. General information only, not legal, tax or investment advice. No client relationship is created. All Singapore law advice is provided by a duly licensed and regulated firm of Singapore advocates and solicitors only on the basis of an express written letter of engagement. More information at SingaporeIQ.com and ressos.com.sg.